

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																				
<p>（行為の制限）</p> <p>第13条 公園内では、次の行為をしてはならない。ただし、第1号から第5号までに掲げる行為については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 指定した場所以外の場所へ車馬等を持ち入れ、又は<u>止めておく</u>こと。</p> <p>(4)～(10) 〔略〕</p> <p>（使用料等の返還）</p> <p>第18条 既に納めた使用料及び占用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、区長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を返還することができる。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>（原状回復及び損害賠償義務）</p> <p>第21条 使用者等は、その使用する施設を毀損したとき、又は使用期間の満了、停止若しくは使用許可の取消しがあったときは、<u>直ちに</u>その使用する施設を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他区長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 使用者等が前項に規定する義務を履行しないときは、<u>区長が</u>これを執行し、その費用を徴収する。</p> <p>別表第6 有料施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">庭 球 場</td> <td rowspan="2">1面、1回、1時間以内</td> <td>平 日</td> <td style="text-align: right;">1,040 円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・休日</td> <td style="text-align: right;">1,150 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">弓 道 場</td> <td rowspan="3">貸切りの場合、1回</td> <td>午前(午前9時から正午まで)</td> <td style="text-align: right;">1,980 円</td> </tr> <tr> <td>午後(午後0時30分から午後4時30分まで)</td> <td style="text-align: right;">2,420 円</td> </tr> <tr> <td>夜間(午後5時から午後9時)</td> <td style="text-align: right;">4,290 円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	区分	使用料	庭 球 場	1面、1回、1時間以内	平 日	1,040 円	土曜日・日曜日・休日	1,150 円	弓 道 場	貸切りの場合、1回	午前(午前9時から正午まで)	1,980 円	午後(午後0時30分から午後4時30分まで)	2,420 円	夜間(午後5時から午後9時)	4,290 円	<p>〔同左〕</p> <p>第13条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 指定した場所以外の場所へ車馬等を持ち入れ、又は<u>とめておく</u>こと。</p> <p>(4)～(10) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第18条 既に納めた使用料及び占用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、区長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を返還する<u>ことがある</u>。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第21条 使用者等は、その使用する施設を毀損したとき、又は使用期間の満了、停止若しくは使用許可の取消し<u>の</u>あったときは、<u>ただちに</u>その使用する施設を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他区長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 使用者等が前項に規定する義務を履行しないときは、<u>区長において</u>これを執行し、その費用を徴収する。</p> <p>別表第6 有料施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">庭 球 場</td> <td rowspan="2">〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> <td style="text-align: right;">950 円</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td style="text-align: right;">1,050 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">弓 道 場</td> <td rowspan="3">〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> <td style="text-align: right;">1,800 円</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td style="text-align: right;">2,200 円</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td style="text-align: right;">3,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	区分	使用料	庭 球 場	〔同左〕	〔同左〕	950 円	〔同左〕	1,050 円	弓 道 場	〔同左〕	〔同左〕	1,800 円	〔同左〕	2,200 円	〔同左〕	3,900 円
種別	単位	区分	使用料																																		
庭 球 場	1面、1回、1時間以内	平 日	1,040 円																																		
		土曜日・日曜日・休日	1,150 円																																		
弓 道 場	貸切りの場合、1回	午前(午前9時から正午まで)	1,980 円																																		
		午後(午後0時30分から午後4時30分まで)	2,420 円																																		
		夜間(午後5時から午後9時)	4,290 円																																		
種別	単位	区分	使用料																																		
庭 球 場	〔同左〕	〔同左〕	950 円																																		
		〔同左〕	1,050 円																																		
弓 道 場	〔同左〕	〔同左〕	1,800 円																																		
		〔同左〕	2,200 円																																		
		〔同左〕	3,900 円																																		

		まで)	
		全日(午前9時から午後9時まで)	6,710円
	貸切りでない場合、1人、1回、4時間以内		330円
野球場	1面、1回、2時間以内	平日	2,090円
		土曜日・日曜日・休日	2,310円
競技場	1回、2時間以内		3,740円
球技場	1面、1回、2時間以内	平日	1,040円
		土曜日・日曜日・休日	1,150円
魚つり場	1人、1回、2時間以内		30円
自動車駐車場	30分以内の場合、1台、1回	大型車・中型車	無料
		その他の車両	無料
	30分を超える場合、最初の30分を除き、1台、1回、30分までごとに	大型車・中型車	400円
		その他の車両	100円
旧宅	1回、3時間30分以内		1,100円

付記

1～5 〔略〕

6 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が付記2のナイター設備並びに付記4の付属設備及び器具以外の施設を使用する場合の使用料の額は、この表(弓道場の貸切りでない場合、魚つり場及び自動車駐車場に係る部分を除く。)に定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。

			〔同左〕	6,100円
			〔同左〕	300円
野球場	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	1,900円
		〔同左〕	〔同左〕	2,100円
競技場	〔同左〕			3,400円
球技場	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	950円
		〔同左〕	〔同左〕	1,050円
魚つり場	〔同左〕			〔同左〕
自動車駐車場	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
旧宅	〔同左〕			1,000円

付記

1～5 〔略〕

〔新設〕

付 則

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。